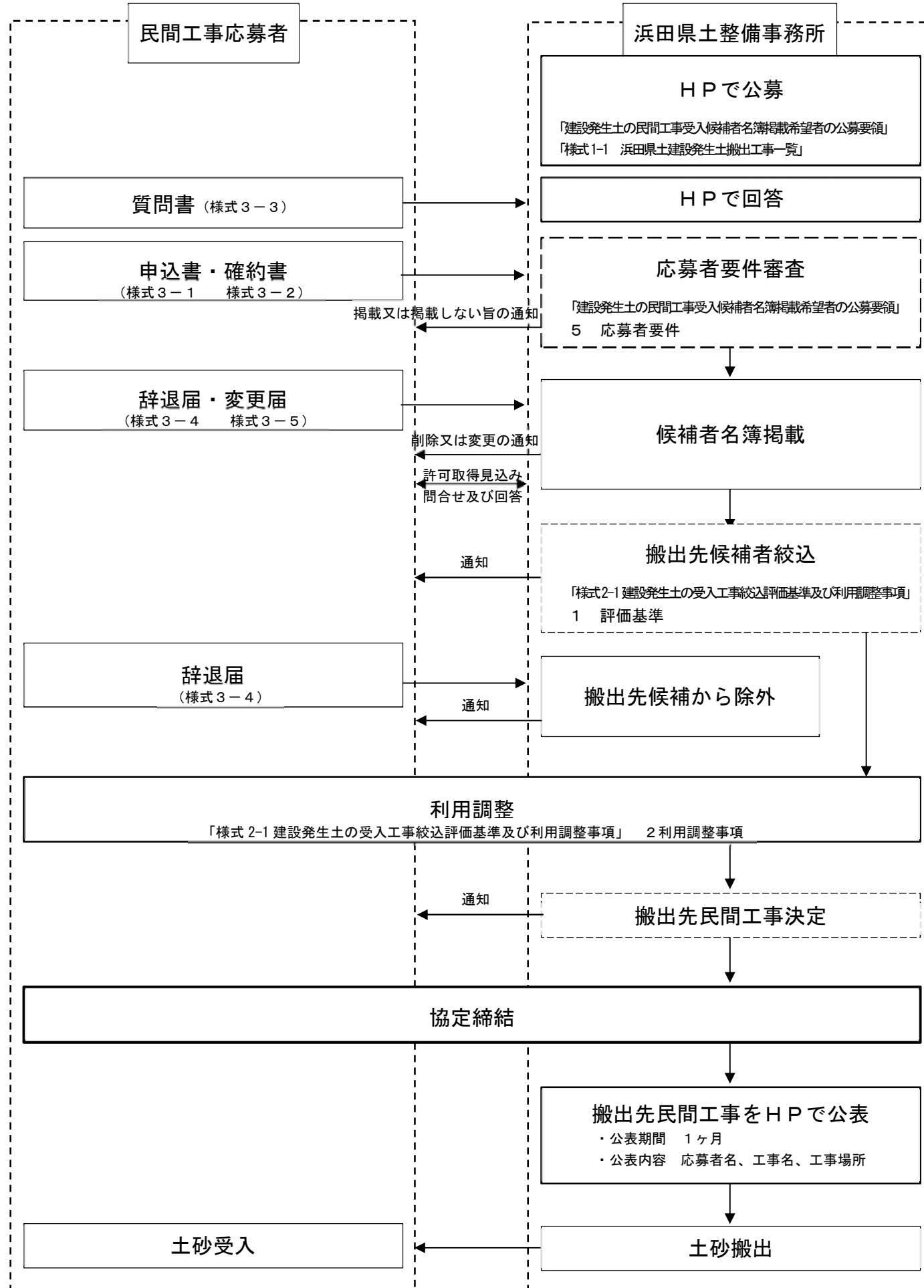


建設発生土の利用調整のフロー

【補 足 説 明】



「様式 1-1 浜田県土建設発生土搬出工事一覧」により、搬出先工事を公表する。

質問は書面のみ。回答はHPのみで行う。質問者名等は公表しない。

応募者の適否を審査する。
申請書の添付書類「土砂の搬入について土地所有者等の同意を得ていることを証する書面」及び「様式 3-2 確約書」で審査する。

「様式 3-1 申込書」の 1 受入工事の名称及び 2 受入工事評価項目を候補者名簿に掲載する。

候補者名簿への掲載を辞退する場合や掲載内容に変更が生じた場合は、「様式 3-4 辞退届」又は「様式 3-5 変更届」を提出する。
候補者名簿から削除した場合や、掲載内容を変更した場合民間工事応募者に通知する。

候補者が複数の場合、候補者名簿から「様式 2-1 建設発生土の受入工事絞込評価基準及び利用調整事項」1 評価基準により搬出先候補者の絞り込みを選定委員会 * 1 で行う。
候補者名簿に掲載されても、「様式 3-1 申込書」3 添付書類 (2) の②及び③ (申請人本人に権原がある場合③不要。)の写しが添付されていない場合、その者は、搬出先候補者に絞り込まれる事はない。
候補者名簿に掲載されても、「様式 3-1 申込書」3 添付書類 (4) 許可書等の写しが添付されていない場合、その者は、搬出先候補者に絞り込まれる事はない。

搬出先候補者を辞退する場合、「様式 3-4 辞退届」を提出する。

民間工事応募者と浜田県土整備事務所とが「様式 2-1 建設発生土の受入工事絞込評価基準及び利用調整事項」2 利用調整事項に基づき、利用調整を行う。

利用調整が整った後、浜田県土整備事務所最終意思決定を行い、その旨を民間工事応募者に通知する。

協定を確認・締結する。

ホームページにおいて公表する。

協定に基づき土砂を搬出・受入する。